

## 第1章 評価の方法等

### 1 評価の目的

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「国土交通省研究開発評価指針」に基づき、外部の専門家による客観性と正当性を確保した研究評価を行い、評価結果を今後の研究の目的、計画等へ反映することを目的とする。

### 2 評価の対象

令和2年度に終了した研究課題の終了時評価を行った。令和3年10、11月の分科会の評価対象となった研究課題は9課題である。

#### 第一部会（終了時評価）

- ・ 下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究
- ・ 避難・水防に即応可能な情報伝達のための決壊覚知・氾濫実況予測に関する研究
- ・ 大規模地震に起因する土砂災害のプレアナリシス手法の開発
- ・ 洗掘の被害を受ける可能性が高い道路橋の抽出と改造マニュアルの開発

#### 第二部会（終了時評価）

- ・ 緑地等による都市環境改善効果の定量的評価手法に関する研究
- ・ ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化手法の確立
- ・ 建築物の外装・防水層の長寿命化改修に資する既存RC部材の評価技術の開発
- ・ 建築物の外装材及び屋根の耐風性能向上に資する調査研究

#### 第三部会（終了時評価）

- ・ 大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究

### 3 評価の視点

必要性、効率性及び有効性の観点を踏まえ、「研究の実施方法と体制の妥当性」「目標の達成度」について終了時評価を行った。

【必要性】科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等

【効率性】計画・実施体制の妥当性等

【有効性】目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の育成等

#### 4 研究評価委員会分科会の開催

専門的視点からの評価を行うため、各分野の専門家で構成された国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会を開催することとし、第4回分科会を令和3年10月28日、第5回分科会を令和3年11月2日、第6回分科会を令和3年11月11日に開催した。また、事前意見を伺うため、欠席の委員には事前に担当部会の資料を送付した。なお、分科会の前に国土技術政策総合研究所研究評価所内委員会を開催し、評価対象課題について、研究所として自己点検を行っている。

研究評価委員会分科会は、「国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則」に基づき、以下の構成としている。

<b>第一部会</b>	主査	古関 潤一	東京大学教授
	委員	鼎 信次郎	東京工業大学教授
	委員	里深 好文	立命館大学教授
	委員	菅原 正道	(一社)建設コンサルタンツ協会技術委員会委員長 パシフィックコンサルタンツ(株)取締役 常務執行役員
	委員	関本 義秀	東京大学教授
	委員	田村 圭子	新潟大学教授
	委員	戸田 祐嗣	名古屋大学教授
	委員	中島 典之	東京大学教授
	委員	濱岡 秀勝	秋田大学教授
	<b>第二部会</b>	主査	伊香賀 俊治
委員		河野 守	東京理科大学教授
委員		清野 明	(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会 副委員長 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 技術部会顧問
委員		藤井 さやか	筑波大学准教授
委員		松本 由香	横浜国立大学教授
委員		水村 容子	東洋大学教授
<b>第三部会</b>		主査	兵藤 哲朗
	委員	岩波 光保	東京工業大学教授
	委員	富田 孝史	名古屋大学教授
	委員	野口 哲史	(一社)日本埋立浚渫教会技術委員会委員長 五洋建設(株) 取締役 土木本部長
	委員	二村 真理子	東京女子大学教授
	委員	山田 忠史	京都大学教授
	委員	横木 裕宗	茨城大学教授

(令和3年11月現在、主査以外五十音順・敬称略)

第4回分科会（令和3年10月28日）の評価担当部会は第二部会であり、伊香賀主査と河野委員、清野委員、藤井委員、松本委員、水村委員にオンラインでご出席いただいた。

第5回分科会（令和3年11月2日）の評価担当部会は第一部会であり、古関主査と鼎委員、里深委員、関本委員、田村委員、戸田委員、中島委員、濱岡委員にオンラインでご出席いただいた。

第6回分科会（令和3年11月11日）の評価担当部会は第三部会であり、兵藤主査と岩波委員、富田委員、二村委員、山田委員、横木委員にオンラインでご出席いただいた。

## 5 評価の進め方

令和3年度の分科会では、以下のように評価を進めることとした。

- (1) **2 評価の対象**については、研究課題が主に対象とする分野に応じて、第4～6回分科会に分けて評価を行う。
- (2) 主査及び各委員から意見をいただくとともに、欠席の委員から事前に伺っている意見を紹介する。また、終了時評価について評価用紙にご記入いただく。
- (3) 会議当日の審議内容、事前意見及び評価用紙の指標集計結果に基づき、主査が総括を行う。

### <分科会委員が評価対象課題に参画している場合等の対応について>

評価対象課題のうち、当該部分の評価は行わないこととする。また、主査が評価対象課題に参画している場合には、当該部分の評価を行う間、予め委員長が他の委員から指名する委員が、主査の職務を代理することとする。（該当なし）

## 6 評価結果のとりまとめ

評価結果は、審議内容、評価用紙に基づき、主査の責任においてとりまとめられた。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、本資料及び国総研ホームページにて公表することとした。また、議事録については国総研ホームページにて公開し、議事録における発言者名については、「主査」、「委員」、「事務局」等として表記することとした。